

山口県報

令和6年
5月28日
(火曜日)

目次

○公告

国営緊急農地再編整備事業（南周防地区伊保庄第三換地区）の換地処分（農村整備課）……………一

基本測量の実施の終了（監理課）……………二

公共測量の実施の終了（四件）（監理課）……………三

○公安委公告

一般競争入札の実施……………三

○監査告示

外部監査人の補助者の氏名等……………五



（九七）国営緊急農地再編整備事業（南周防地区伊保庄第三換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区伊保庄第三換地区の換地処分を次の
とおり行いました。

令和六年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 換地処分の年月日

令和六年五月九日

二 換地処分の内容

国営緊急農地再編整備事業（南周防地区伊保庄第三換地区）換地計画書に記載され

た換地計画のとおり

（九八）基本測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

一 作業の種類

基本測量（電子基準点測量）

二 作業の地域

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、長門市、柳井市、美祢市、周南
市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町及び熊毛郡上関町

三 作業の期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

一 作業の種類

基本測量（航空レーザ測量）

二 作業の地域

山口市、萩市、長門市及び美祢市

三 作業の期間

令和五年五月二十二日から令和六年三月三十一日まで

一 作業の種類

基本測量(数値地図25000(土地条件)作成)

二 作業の地域

岩国市及び玖珂郡和木町

三 作業の期間

令和五年十二月一日から令和六年三月三十一日まで

(九九) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、長門市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量)

二 作業の地域

長門市

三 作業の期間

令和三年四月九日から令和六年三月二十九日まで

(一〇〇) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(数値地形図データ作成及び数値地形図データ更新)

二 作業の地域

防府市

三 作業の期間

令和五年八月二十一日から令和六年三月二十八日まで

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

防府市松原町、大字伊佐江、大字田島及び大字富海

三 作業の期間

令和五年九月二十五日から令和六年三月二十九日まで

(一〇一) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口県地方務局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

宇部市居能町一丁目、居能町二丁目、居能町三丁目及び助田町

三 作業の期間

令和五年十一月一日から令和六年三月二十九日まで

(一〇二) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口農林水産事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

- 二 作業の地域
山口市徳地島地及び徳地山畑
- 三 作業の期間
令和五年十一月二日から令和六年三月二十六日まで



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和六年五月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
次に掲げる業務の委託
 - (一) 業務の名称及び数量
警察用ヘリコプターの整備及び耐空証明検査業務 一式
 - (二) 業務の内容
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 履行期間
入札説明書による。
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (二) 政令第百六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加

- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県警察本部警備部警備課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
 - (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
山口県警察本部警備部警備課
 - (三) 受領期限
令和六年七月八日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和六年七月九日午後一時三十分）
- 六 入札を執行する場所及び日時
 - (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室
 - (二) 日時
令和六年七月九日午後一時三十分
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (一) 入札参加資格のない者がした入札
 - (二) 記名のない入札
 - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和六年六月二十四日までに山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三―三九一五）に申請書を提出するもの。
- (六) 詳細については、山口県警察本部警備部警備課（電話〇八三一九三三―〇一〇〇）に問い合わせるもの。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the service to be required: Maintenance and inspection for airworthiness certification of a police helicopter
- (3) Performance period: Specified in the tender manual
- (4) Contact point for the notice: Security Division, Security Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
- (5) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. July 8, 2024 (If brought in person: 1:30 P.M. July 9, 2024)

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

- (一) 業務の名称及び数量
警察用ヘリコプターのエンジンのオーバーホール業務 一式
- (二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定職務の種類等に関する告示（令和六年山口県告示第三十六号）に基づき資格審査において、整備の種類その他について特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 令和六年五月二十八日から同年七月九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づき参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県警察本部警備部警備課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
 - (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
山口県警察本部警備部警備課
 - (三) 受領期限
令和六年七月八日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和六年七月九日

午後二時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

令和六年七月九日午後二時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

をする場合は、令和六年六月二十四日までに山口県会計管理局会計課(電話〇八三

一九三三一九一五)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部警備部警備課(電話〇八三一九三三〇一一

〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the service to be required: Overhaul for engines of a police helicopter

(3) Performance period: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: Security Division, Security Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(5) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. July 8, 2024 (If brought in person: 2:30 P.M. July 9, 2024)



山口県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項に規定する監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間は、次のとおりである。

令和六年五月二十八日

山口県監査委員

氏名	住所	期	間
品川 充洋	岩国市今津町六丁目九番一〇一二号	令和六年五月二十八日から令和七年三月三十一日まで	
花井 宏行	〃 元町四丁目五番一号	〃	
山田 康雄	下関市一の宮本町一丁目五番八号	〃	
上條 玲	山口市惣太夫町一番一五一一二〇一号	〃	
蘭 顕紹	長門市油谷伊上六五	〃	
崎西 明子	下関市秋根西町一丁目八番二二一一〇〇一号秋根アーベインフラット	〃	
内田 邦彦	周南市大字徳山四一九三の一アネックス御弓町二〇六号	〃	
岡田 卓司	山陽小野田市住吉本町一丁目一番一四号	〃	

令和六年五月二十八日
印刷
令和六年五月二十八日
発行

発行人
所

山口県
知事
山
口
県
知
事
庁